つくってみよう！マイナンバーカード

マイナンバーカードは顔写真付きのプラスチック製のカードです。

表面は本人確認書類として、裏面はマイナンバーの確認に使えます。

マイナンバーカードを申請する際は、通知カード下部の「個人番号カードの交付申請書」に本人の顔写真を貼り、必要箇所に記入・押印の上、郵送してください。（通知カードに提出用封筒が同封されています。提出用封筒は、期限を過ぎていても利用できます。）

交付申請書がない場合は、市民生活課戸籍住民係または各支所市民生活係へお問い合わせください。

交付申請書を郵送する以外にも申請方法があります。（左記のチラシを参照してください。）

問い合わせ
市民生活課戸籍住民係
☎０８２４・73・１１５７
または各支所市民生活係

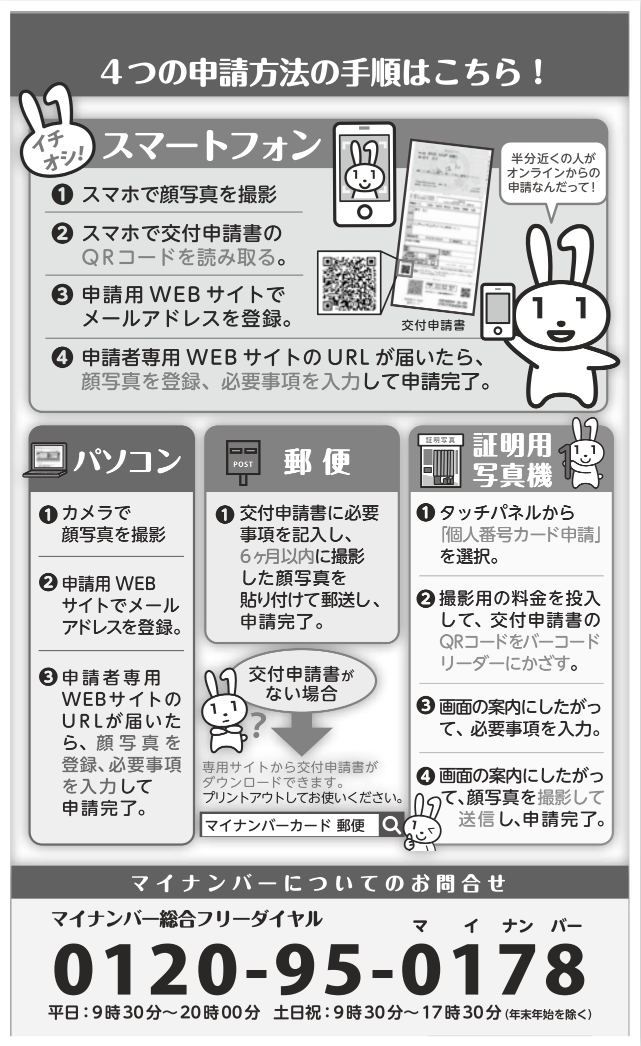

無戸籍の解消に向け支援します

市民生活課戸籍住民係 ☎０８２４・73・１１５７

無戸籍でお悩みの人は、無戸籍相談窓口でご相談ください。

無戸籍の人を知っている人は情報提供をお願いします。

相談者には、戸籍に記載されるための手続をご案内します。

秘密は厳守します。

【無戸籍相談窓口】

相談日時
平日 ８時30分～17時15分

相談先
市民生活課戸籍住民係
☎０８２４・73・１１５７
広島法務局三次支局
☎０８２４・62・５０７０
広島法務局民事行政部戸籍課
☎０８２・２２８・５７６５

無戸籍者とは

日本では、子の出生時に出生届を出して戸籍を作ることが義務付けられていますが、さまざまな理由で出生届が出されず戸籍がない人がいます。

戸籍とは、人が、いつ、誰の子として生まれたのか、いつ誰と結婚したのか、いつ亡くなったのかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。